

豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方

平成 29 年（2017 年）10 月

豊中市

目次

ページ

1	趣旨・目的	1
2	調査結果から見えてきた現状と課題	1
	(1) 子どもの生活に関する実態調査について	1
	1. 家計・収入・就業に関すること	2
	2. 子どもの生活習慣、家族の関わり	4
	3. 子どもの学習理解度・意欲、自己肯定感	7
	4. 保護者への相談支援	9
	(2) 大阪府子どもの生活に関する実態調査（「支援機関等調査」・「児童養護施設退所児童等の実態調査」）について	12
3	取組みのポイント	15
4	取組み	15
5	重点事業	16
	(1) 子どもの居場所づくりの推進	16
	(2) ひとり親家庭への相談支援の充実	18
	(3) 学習支援の充実	19
	(4) 学校と福祉の連携などによる、相談支援体制の充実	20
6	豊中市子どもの未来応援施策	23
7	子どもの未来応援施策に関して参考となる指標	32

豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方

1 趣旨・目的

- ・平成 26 年（2014 年）1 月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」とします。）とこれに基づく大綱に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、積極的に自分の生き方を選択し自立できるように必要な環境整備や教育を受ける機会均等を図り、もって、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域社会の実現をめざします。
- ・法に関連した事業群を「子どもの未来応援施策」として位置付け、大綱の 4 つの柱に即して整理し、総合的な推進を図るとともに、課題解消に向けた施策の実効性をより高めるための重点事業を定めます。
- ・豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」（計画書 118 ページ、重点施策 3 参照）に基づきとりまとめ、計画期間にあわせて実施・見直しを図ります。

2 調査結果から見えてきた現状と課題

（1）子どもの生活に関する実態調査について

国においては 13.9%の子どもが相対的貧困¹とされています（平成 28 年（2016 年）国民生活基礎調査データ。前回 3 年前の同調査データにおいては 16.3%）。本市においては、現状把握のため、平成 28 年（2016 年）7～9 月に子どもの生活に関する実態調査を大阪府と共同で実施しました。

世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得

上記実態調査では、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いました。

等価可処分所得別の集計で、豊中市の困窮度 I（貧困線未満）に該当する相対的に貧困状態にある世帯の割合は 17.0%となっています。

¹子どもの貧困率（相対的貧困率）とは、その国や地域の中で、貧困線未満の所得（等価可処分所得）で暮らす 17 歳以下の子どもの人口が占める比率のことです。基準となる貧困線の定義は OECD や国が使う作成基準に準じて算出しており、国の平成 28 年国民生活基礎調査では等価可処分所得の中央値が 245 万円で、その半分の値、122 万円（今回本市調査では 166 万円、大阪府調査（30 市町）では 137 万円）が貧困線となります（次ページ参照）。所得について国調査では詳細な記述を求め算出していますが、本市の調査では「50～100 万円未満」など、50 万円間隔で幅を持たせた回答から算出しているため、単純な比較はできませんが、参考として、本市調査における 122 万円未満の子どもの割合は 8.8%となります。

	中央値以上	等価可処分所得最大値	50.3%
	困窮度Ⅲ	332万円 中央値(端から数えて真ん中に位置する値)のライン	26.6%
	困窮度Ⅱ	199万円 中央値の60%のライン (EU ユニセフ基準貧困線)	6.0%
	困窮度Ⅰ	166万円 中央値の50%のライン (OECD 作成基準。国の貧困線)	17.0%
		等価可処分所得最小値	

※国の国民生活基礎調査は所得額について、詳細な記述を求め算出していますが、本市の調査では「50～100万円未満」など、50万円間隔で幅を持たせた回答から算出しています。

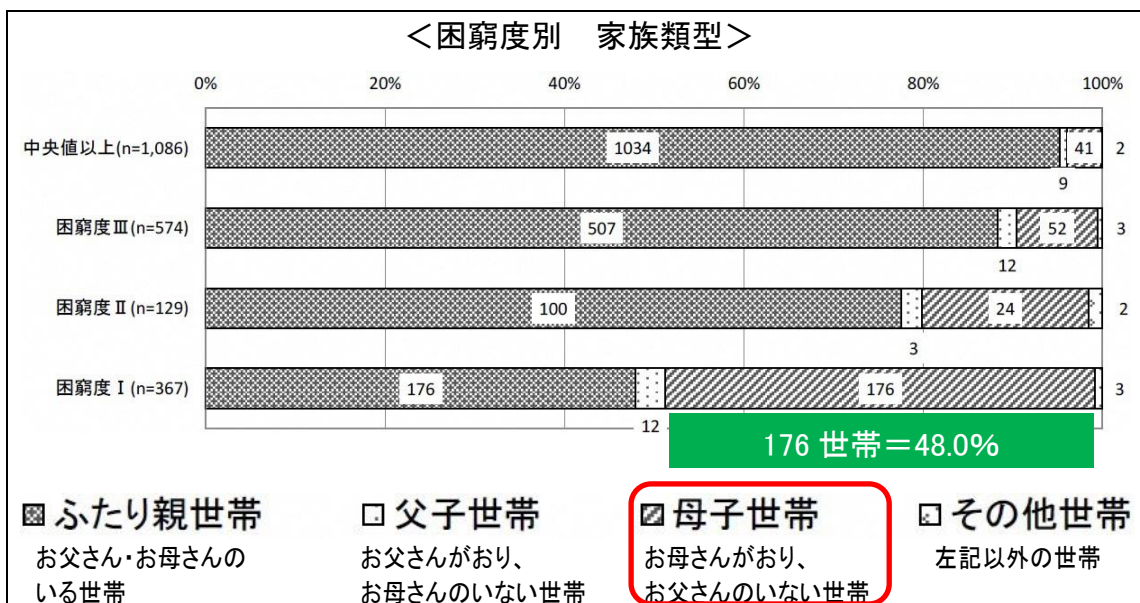
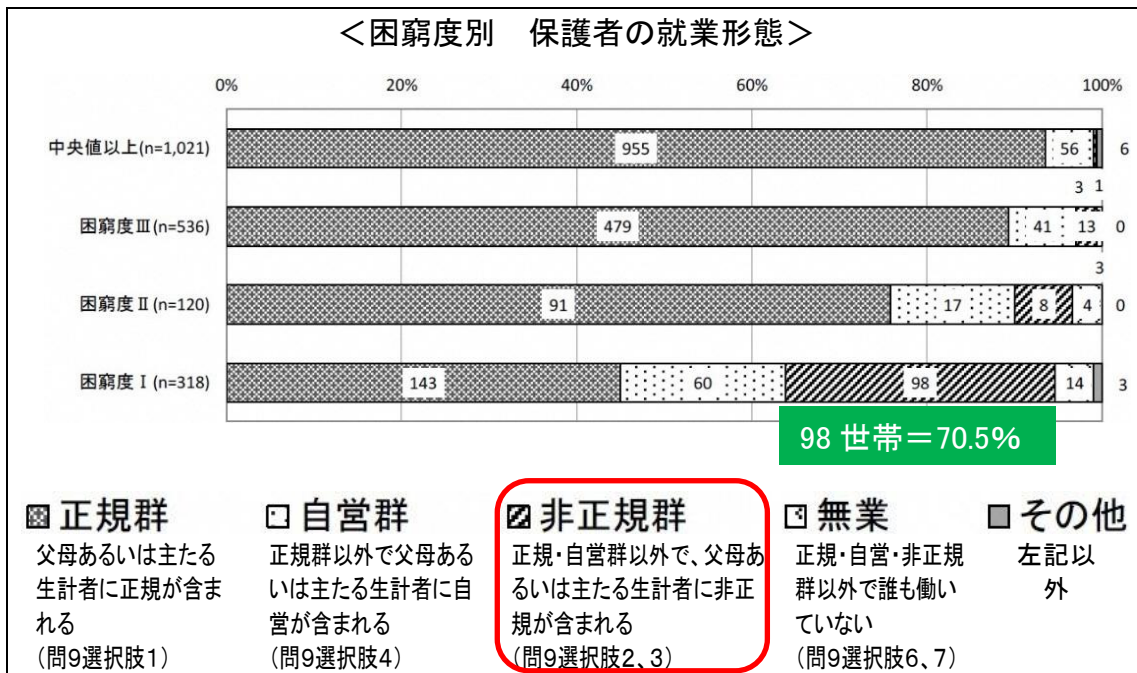
1. 家計・収入・就業に関すること

(現状)

生活困窮の背景を世帯や保護者の状況からみると、「母子世帯」「非正規就業」「健康状態がよくない」状態の世帯は、困窮度Ⅰ群の割合が高くなっていることが分かります。母子世帯は約4割が赤字であり、困窮度Ⅰ群で「養育費を受けている」と回答した割合は20.2%にとどまっています。

貧困状態にある世帯の子どもは、生活必需品以外で子どもが通常持っている物を持っておらず、一般的に経験できる活動を経験できていない状況(相対的剥奪状況)にあることがわかります。例えば「子どもの持っているもの」という設問について、困窮度Ⅰ群は、中央値以上群に比べて、子どもの持っているものが全体的に少ない傾向にあり、特に、「インターネットにつながるパソコン」、「習い事などの道具(ピアノなど)」、「子ども部屋(ひとり部屋やきょうだいといっしょに使っている部屋など)」などで差が大きくなっています。

保護者の就業形態が非正規群では70.5%が困窮度Ⅰ群に属しており、保護者が非正規雇用の世帯は貧困の状態になりやすい傾向があります。また、家族類型別に等価可処分所得の分類をみると、母子世帯では困窮度Ⅰ群の割合が約5割と高く、母子世帯は貧困の状態になりやすいといえます。



(課題)

安定した雇用を確保して就労所得を増やすため、正規雇用に向けた就業支援が重要です。また、子育て世帯が安心して働くことができるよう、職場の環境整備も必要です。また、ひとり親家庭のニーズに即した就業支援施策の充実が必要です。

(主な取組み)

事業名	所管部署	事業内容 (参照)
くらし再建パーソナルサポート事業	くらし支援課	26 ページ No.2-7
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て給付課	28 ページ No.2-25
女性の自立支援事業	人権政策課 (とよなか男女共同参画 推進センターすてっぷ)	29 ページ No. 3-4
地域就労支援センター事業	くらし支援課	29 ページ No.3-5
無料職業紹介事業	くらし支援課	29 ページ No.3-6
豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	福祉事務所	30 ページ No.3-8
母子父子自立支援プログラム策定等事業	子育て給付課	30 ページ No.3-9
母子父子福祉センター事業 (就業支援講習会等事業)	子育て給付課	30 ページ No.3-11

2. 子どもの生活習慣、家族の関わり

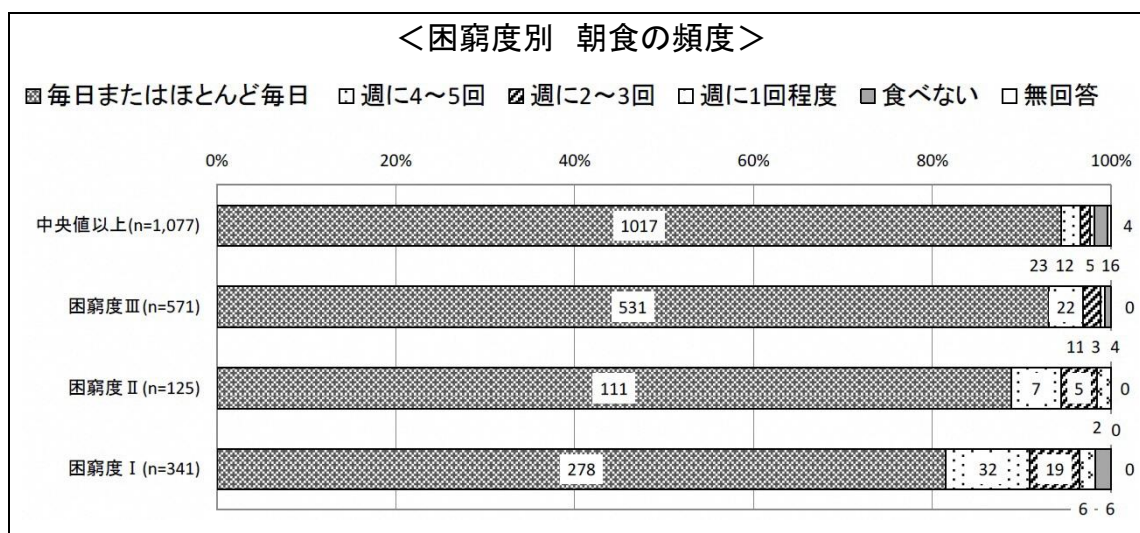
(現状)

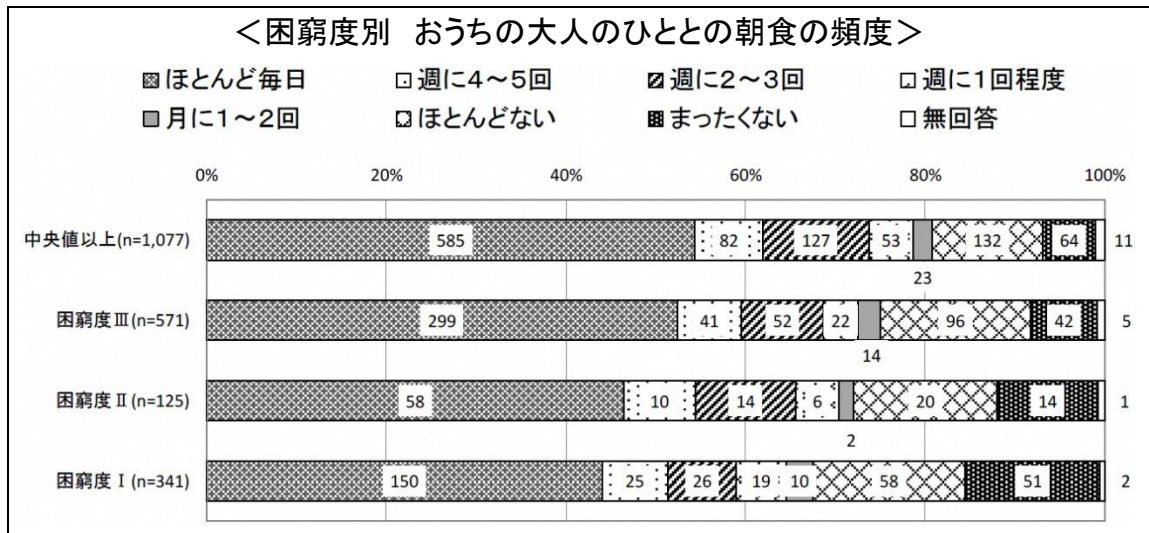
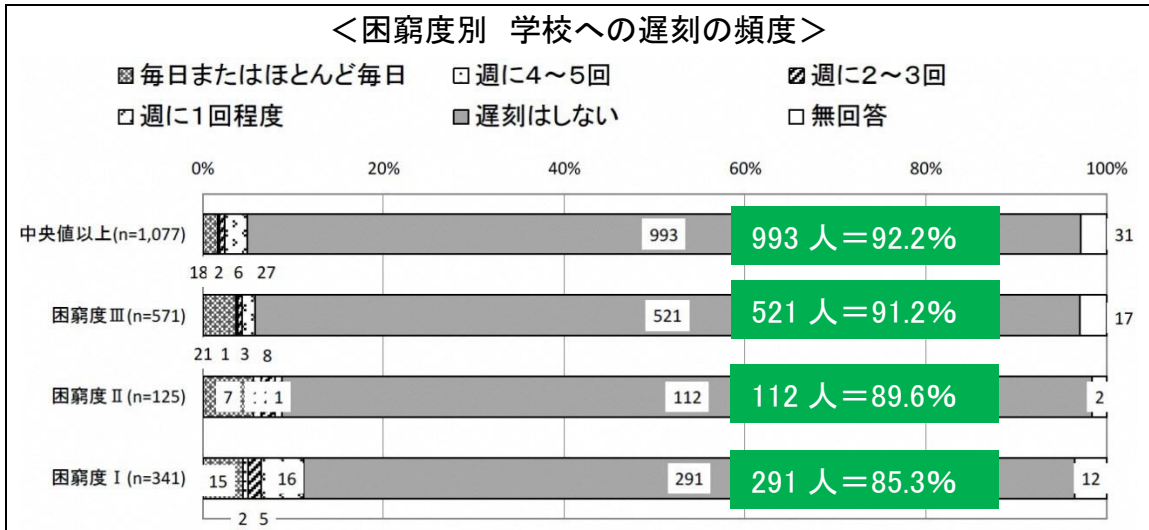
貧困の状態にある世帯の子どもは、平日の起床時間が定まっていない、学校に遅刻しない割合が低いなど、基本的な生活習慣が身についていない割合がやや高い傾向がみられます。

朝食の頻度については、困窮度Ⅰ及びⅡは、困窮度Ⅲ及び中央値以上に比べて、朝食の摂取について「毎日またはほとんど毎日」の割合が低くなっています。

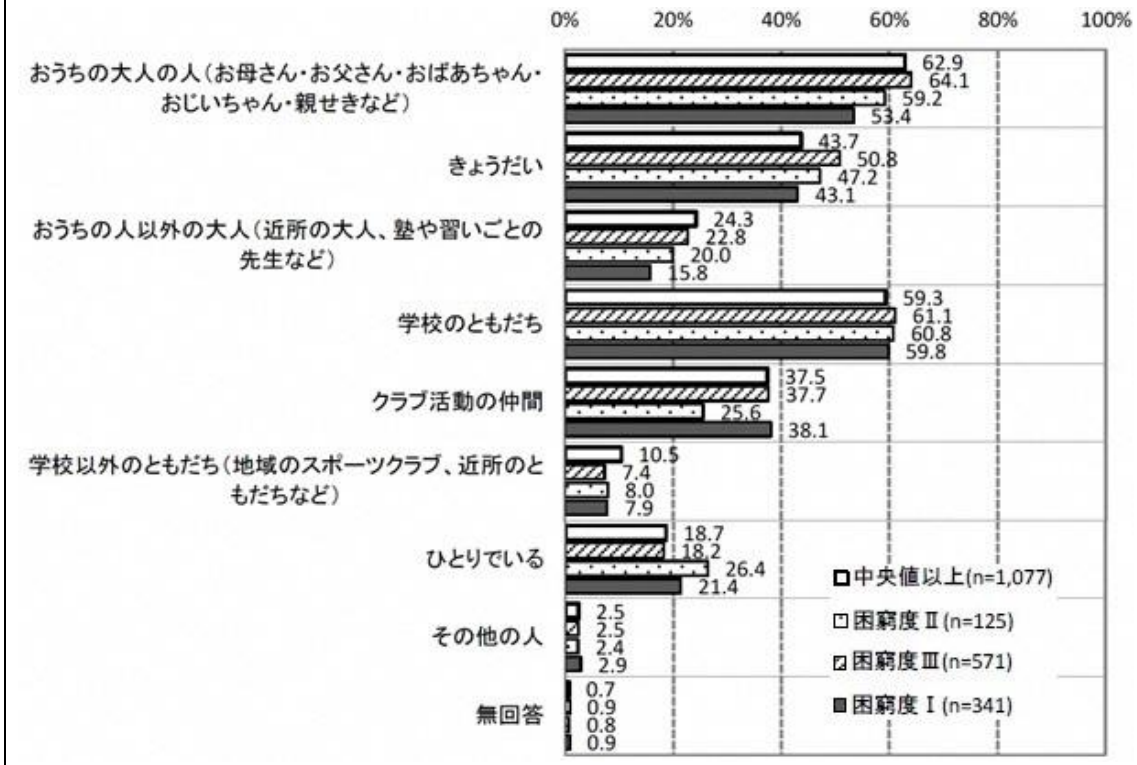
朝食の孤食（おうちの大人と朝食を食べる頻度が週に半分より少ない世帯）は、困窮度が高まるほど割合が高くなります。

放課後ひとりである子どもの割合は困窮状況に関わらず、いずれの層においても2割近く、6～7割の子どもが何らかの悩みを持っています。

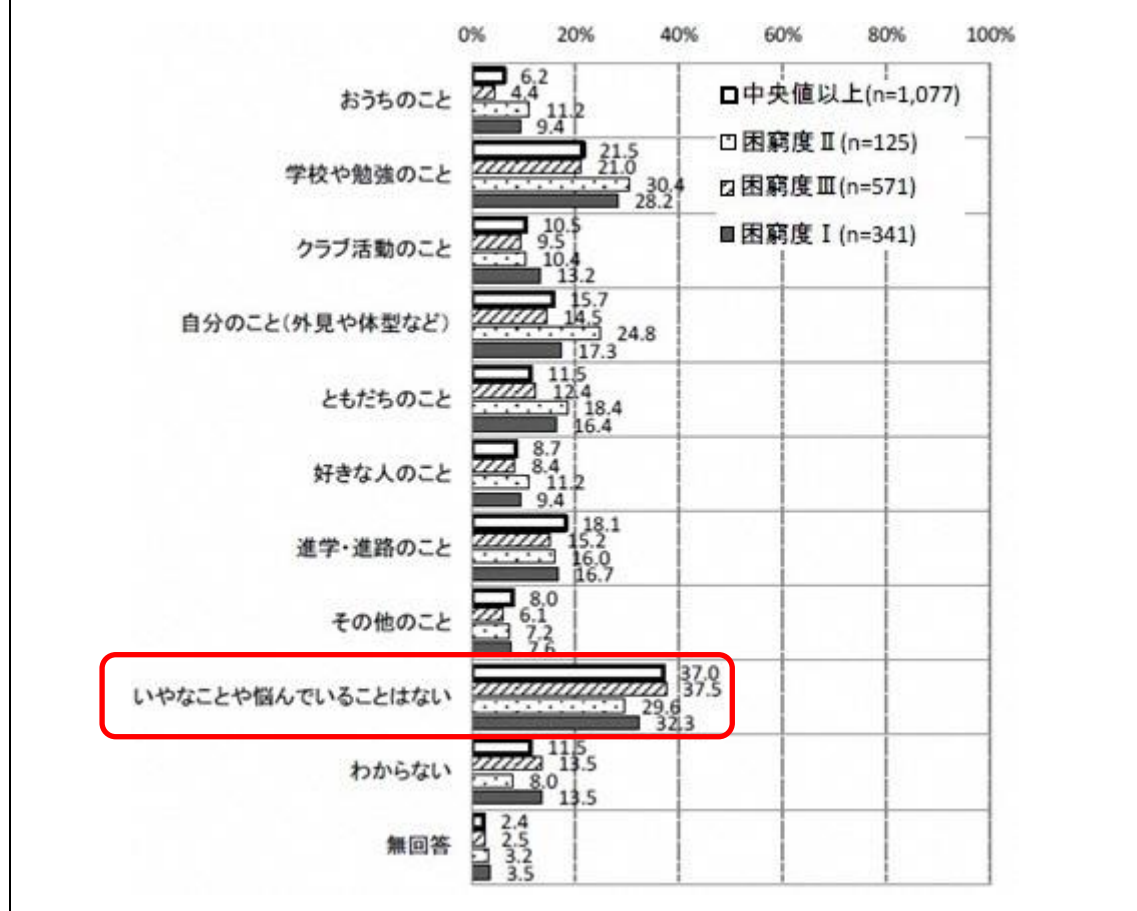




＜困窮度別 放課後の過ごし方＞



＜困窮度別 いやなことや悩んでいること＞



(課題)

以上より、食事をはじめとした生活習慣の確立が必要です。また、食事については食事を摂るだけに限らず、親子で一緒に食事をするなかで関係を深めていくことができることから、子ども食堂のような取組みの中で、親子クッキング教室、保護者同士の交流機会とするなど、地域の実情に応じ、子どもだけでなく保護者支援にも留意して行うことや、子どもが悩みを抱えて孤立することがないように、家族や親類以外の様々な人とも接する機会を持てるようにすることが必要です。

また、基本的な生活習慣の大切さや子どもとの会話の意義といった家庭教育の重要性を保護者に届ける施策が必要です。

(主な取組み)

事業名	所管部署	事業内容 (参照)
創造活動 (不登校児童生徒への援助)	児童生徒課 (少年文化館)	25 ページ No.1-22
多文化子どもエンパワメント事業 [若者支援]	人権政策課 (公財) とよなか国際交流協会	26 ページ No.2-4
子どもの居場所づくり地域福祉 モデル事業	こども政策課 (社福) 豊中市社会福祉協議会	28 ページ No.2-21
母子父子福祉センター事業	子育て給付課	28 ページ No.2-23

3. 子どもの学習理解度・意欲、自己肯定感

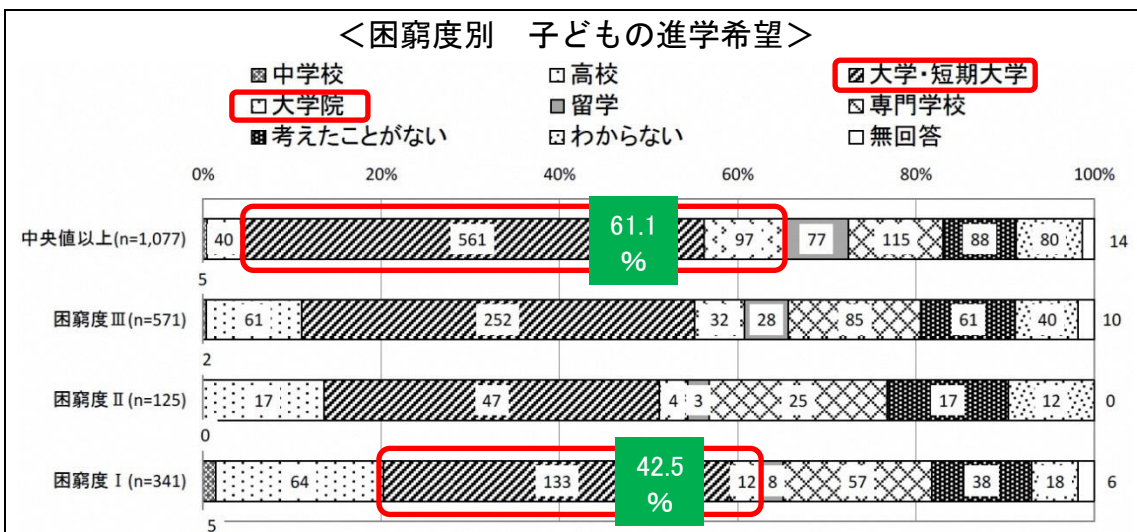
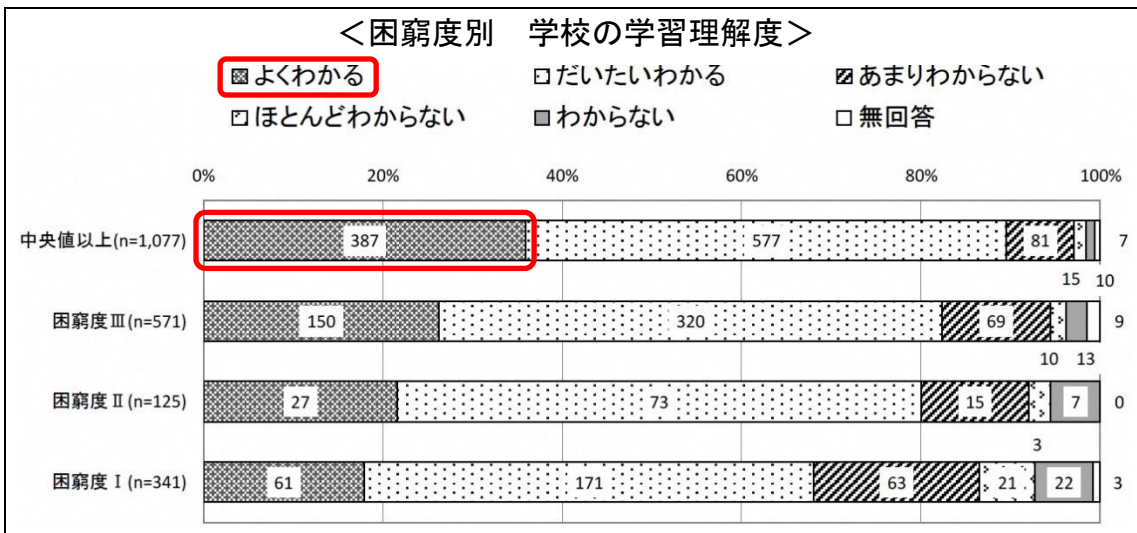
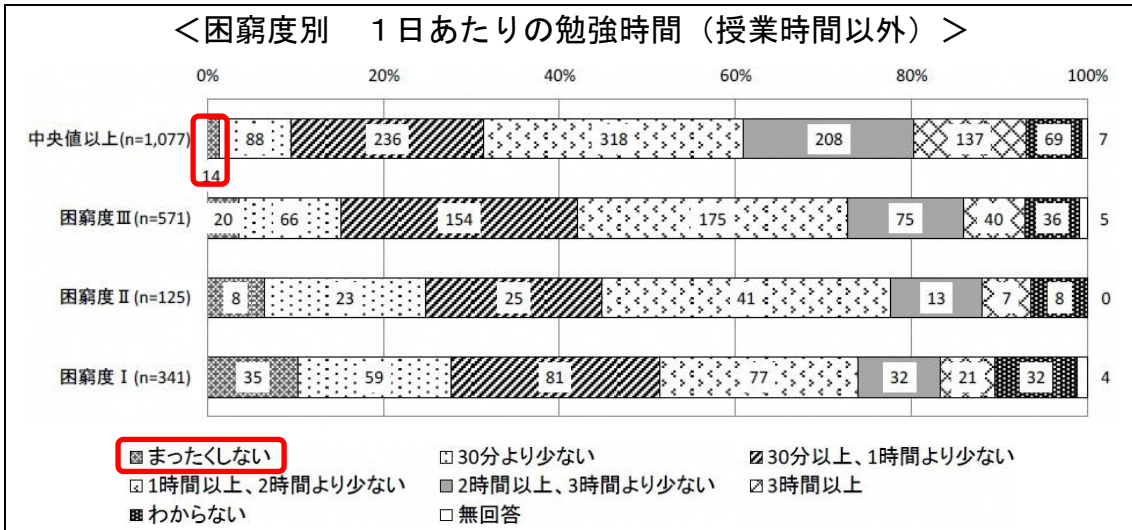
(現状)

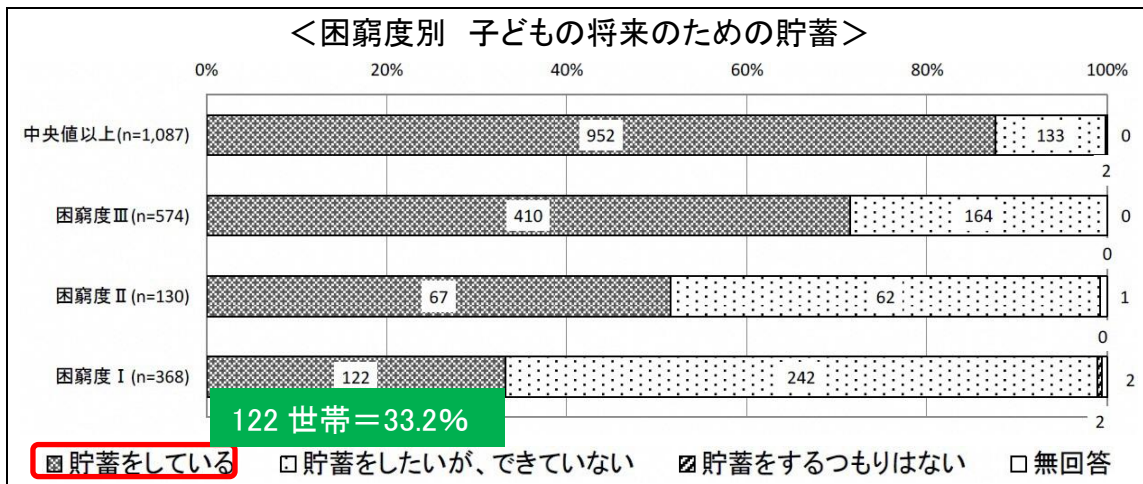
中央値以上群の子どもほど、学校以外での勉強をまったくしない割合が低く、学校の勉強の理解度が高い傾向にあります。

自分に自信があるかについては、どの群でも 5 割以上が「ある・どちらかといえばある」と回答、「将来の夢や目標がある」については、どの群でも 7 割以上が「持っている・どちらかといえば持っている」と回答するなど、子どもの自己肯定感に関する項目は、所得に関係なく高い割合で肯定的に答えており、家庭環境にかかわらず子どもは自分自身や将来に対して前向きに考えていることが分かります。

その一方で、希望する進学先については、困窮度が高まるにつれ、「高校」までの割合と「専門学校」と回答した子どもの割合が高くなり、「大学・短期大学」「大学院」と回答した割合は低くなります。

子どもの学習に対する大人の関わりについて、「おうちの大人に宿題をみてもらうか」について、困窮度 I 群で「まったくない」は 26.4%であり、それ以外の層に比べて割合が高くなっています。また、等価可処分所得が低くなるほど子どもの将来のために貯蓄をしている世帯の割合は低くなり、困窮度 I 群では約 3 割の世帯しか貯蓄ができていないなど、貧困状態にある世帯では子どもの将来のための備えが十分できていない状況がうかがえます。





(課題)

以上より、地域での学習支援を含め、子どもたちが安心して学習や進学希望をもつことができるような教育環境が必要です。また地域での学習支援を行う際には、子どもの時期の経験の機会の差は、子どもの将来に影響を与えることが予想されるため、地域の実情により実施場所の工夫や、勉強だけではなく、読書やニュースの話、社会体験、モデル提示など様々な要素を併せ持った支援が必要です。

(主な取組み)

事業名	所管部署	事業内容 (参照)
子どもに対する学習支援事業	くらし支援課	23 ページ No.1-3
母子父子福祉センター事業 (ひとり親家庭 学習支援教室)	子育て給付課	24 ページ No.1-10
寄り添い型学習支援事業	児童生徒課 (少年文化館)	25 ページ No.1-20
子どもサポート事業 (サンプルイス (外国にルーツを持つ子どもへの日本語・学習支援))	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会	25 ページ No.2-3

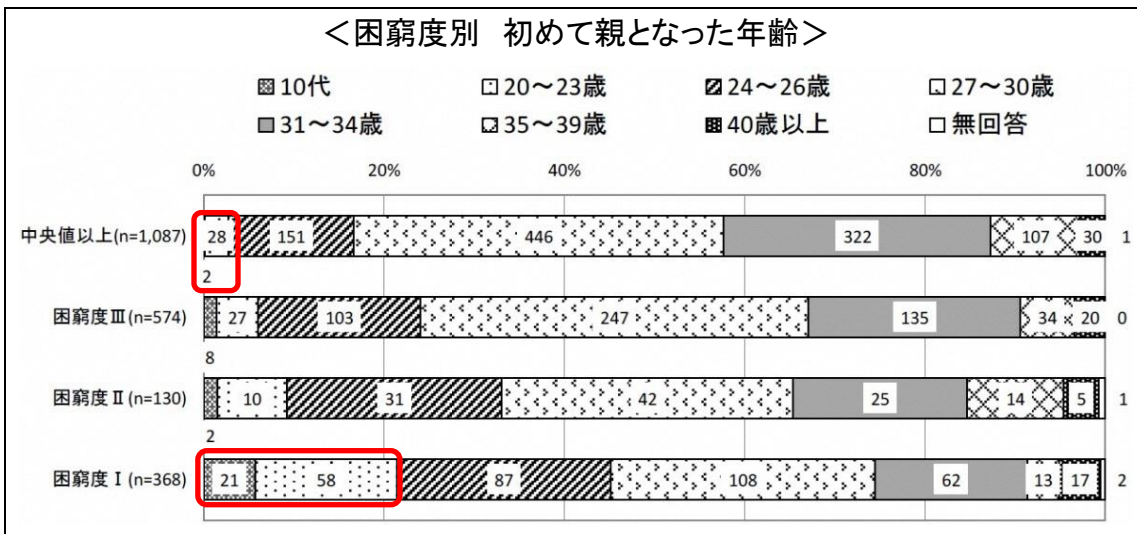
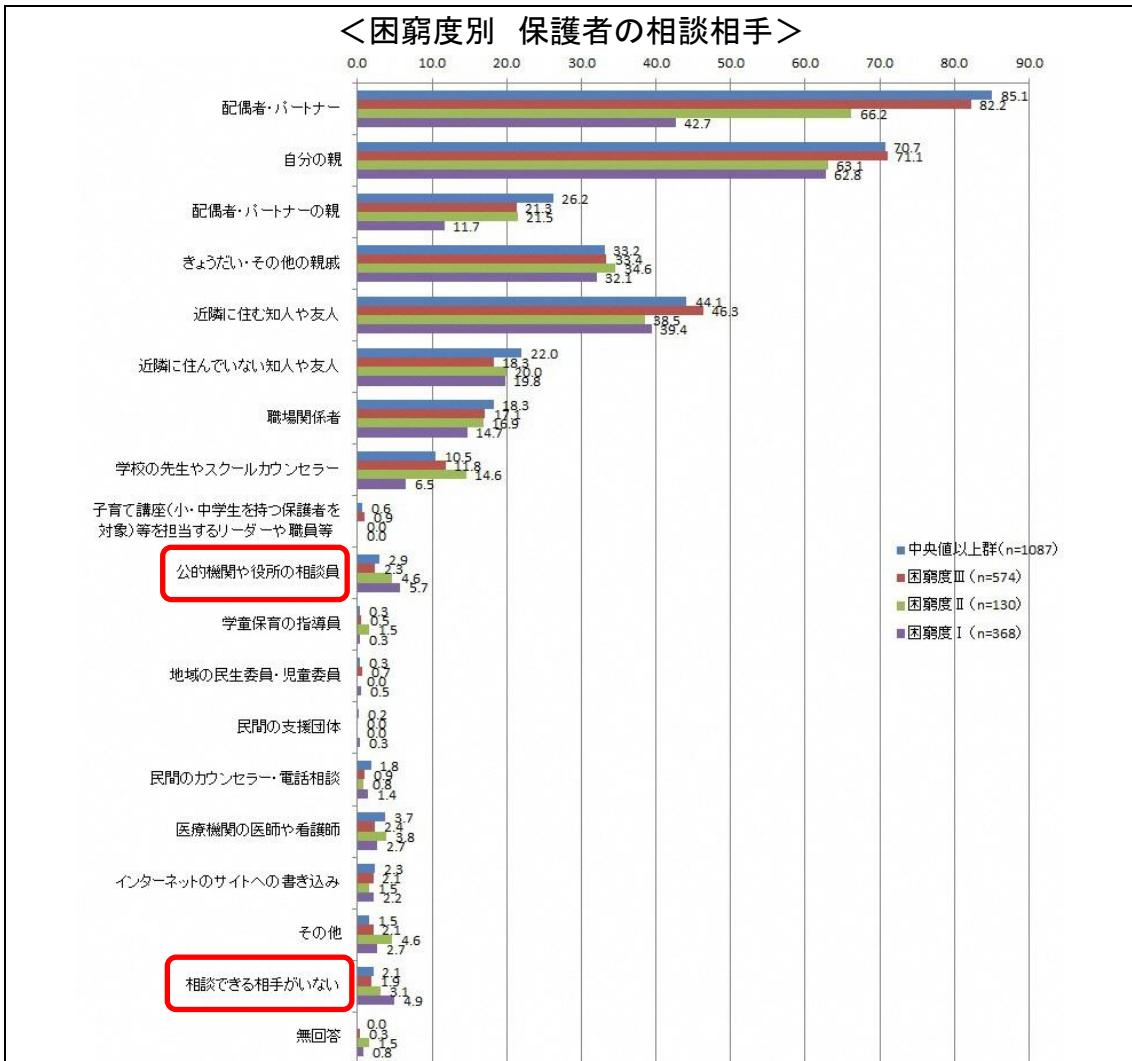
4. 保護者への相談支援

(現状)

貧困状態にある世帯の保護者の「相談できる相手がない」割合は、中央値以上群の 2.1% に対して、困窮度Ⅰ群は 4.9% となっており、2 倍以上高くなっています。公的機関や役所の相談員とつながっている割合はどの群でも低くなっています。

また、等価可処分所得が低い世帯の保護者ほど、初めて親となった年齢が低い傾向にあり、23 歳以下で親となった割合は、中央値以上群が 2.7% であるのに対して、困窮度Ⅰ群は 18.8% となっています。

困窮度Ⅰ群において「受けたことがない」支援を見ていくと、就学援助では 16.8% (大阪府内全自治体: 14.6%)、ひとり親世帯のうち児童扶養手当が 8.5% (同: 10.1%)、公的な社会保障給付ではないが、同じくひとり親世帯で養育費が 43.1% (同: 46.9%) でした。



(課題)

以上より、困窮世帯において、本来受けることができる支援を受けていないことが考えられ、各種制度の利用に向けた取組みの強化とともに、ストレスや悩みを抱え込むことで健康面に影響が出ないように、支援が届いていない世帯に対して個別の相談対応を強化するなど、制度やサービスにつなげる仕組みが必要です。

また、若年出産と生活困窮との関連性があることから、若年者など支援が必要な妊産婦をはじめ、妊娠期からの取組みが必要であり、妊娠期及び乳幼児健康診査でのフォロー及び健診未受診者への対応の充実が必要です。

(主な取組み)

事業名	所管部署	事業内容 (参照)
思春期教育	健康増進課・保健予防課	23 ページ No.1-4
くらし再建パーソナルサポート事業	くらし支援課	26 ページ No.2-7
妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	健康増進課	27 ページ No.2-17
利用者支援事業	こども相談課 (子育て支援センター)・子育て給付課・健康増進課	28 ページ No.2-22
外国人のための多言語相談サービス事業	人権政策課 (公財) とよなか国際交流協会	29 ページ No.3-1

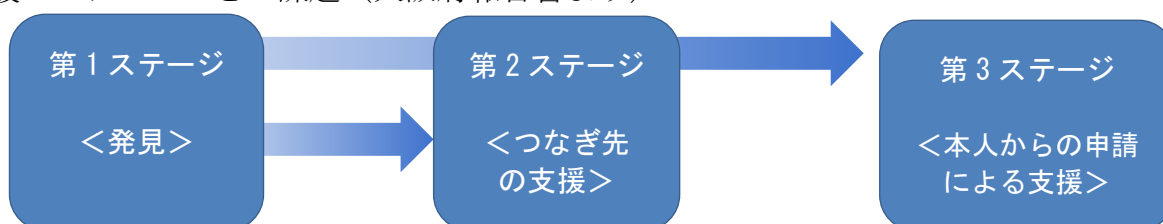
(2) 大阪府子どもの生活に関する実態調査（「支援機関等調査」・「児童養護施設退所児童等の実態調査」）について

支援機関等調査

大阪府では、府内 445 か所をサンプルとして支援機関等調査なども行いました。この調査では、支援の必要な家庭の発見、支援者と対象者の信頼関係の構築、関係機関との連携などを通じ、支援における工夫・課題等を分析しています。豊中市からは 34 機関が回答しています。

大阪府の支援機関等調査で、多く挙げられた課題をみていくと次のようになります。

<支援のステージごとの課題（大阪府報告書より）>



第1ステージの課題	① 保健センター	保健センターでは妊娠届け出時に全ての妊婦に面談し、必要な対象者へ相談支援や情報提供等を実施しています。ケース対応における課題としては、「支援の拒否」、「マンパワー」が挙げられています。また、経済的な問題や相談があれば、必要に応じ、相談者と同伴で関係機関に出向くなど、相談者に寄り添った関わりをしていますが、「対象者に合致したサービスがない」ことで支援が難しかった事例もありました。
	② 保育所・幼稚園・認定こども園等	ほとんどの園が保護者とのかかわりや関係機関との連携から、要支援者の把握、保護者との信頼関係の構築、相談支援を実施しています。ただ、一部で保護者との関係性の構築が難しく、支援できない場合があり、「支援者自身の知識や経験不足」を感じている機関が3割程度見受けられます。
	③ 小学校・中学校	回答者の半分程度が「支援を拒否される」と挙げています。支援の不足点として「支援担当の人材がない（小学校）」、「支援の必要な子ども・家庭が多い（中学校）」などの「マンパワー」不足が多く挙げられています。
	④ 高等学校	「要支援家庭の発見の仕組みがない」、「支援の対象がわからない」との回答が4割弱あり、関係機関との連携においても、「発見先のつなぎ先がわからない」という回答が5割あります。
	⑤ 支援学校	「要支援家庭の発見」を挙げる機関が5割あります。また、「支援の拒否」、「発見後のつなぎ先がわからない」と回答した機関も各7割と、多くあります。
	⑥ 民生・児童委員	回答機関の4割が保護者の相談支援を実施しています。主に行政機関や学校、社会福祉協議会と連携しています。支援の不足点としては、「支援者自身の知識や経験」が最も多く挙げられています。

本市においても、第1ステージの課題はおおむね同様の状況です。

「支援を拒否される」、他機関との連携における「個人情報の共有が困難」「情報共有するための機会の持ち方」が課題として多く挙げられています。

学校園におけるマンパワー不足という課題に対しては、地域人材、資源の活用が必要です。

第2ステージの課題	① スクールカウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー (小・中学校)	「発見の仕組みがない」「支援の対象がわからない」と回答した機関が、3割から4割あり、7割の機関が「支援を拒否される」を挙げています。スクールカウンセラーにおいては「責任者あるいは同僚と相談する機会」を支援の不足として挙げる機関が4割ありました。スクール・ソーシャル・ワーカーにおいては「活動回数・時間の確保」が挙げられています。
	② 生活保護相談	支援の成功ポイントでは「行政機関との連携」が多く挙げられています。課題では「支援の拒否」を5割が挙げています。また支援の不足点としては「マンパワー」は回答者の3割とそれほど多くないものの、支援不足の理由のすべてが「ケースワーカーの不足」となっています。
	③ 家庭児童相談室、子ども家庭センター	「支援の拒否」「マンパワー」の不足を各6割、「支援者自身の知識・経験」を3割が挙げています。子ども家庭センター（大阪府の機関）の課題としては「支援の拒否」「マンパワーの不足」を8割超の機関が挙げています。
	④ コミュニティ・ソーシャル・ワーカー	保護者等からの直接の相談、学校やスクール・ソーシャル・ワーカーからのつなぎで支援をしています。支援の工夫としては、「子育てサロンや子ども食堂などで関係性を構築することで相談を受けやすい仕組み」が挙げられています。課題としては「支援の拒否」が5割、「個人情報の共有が困難」を6割の機関が回答しています。また支援不足の課題として「支援者自身の知識・経験」が最も多く挙げられています。
	⑤ 地域コミュニティ・NPO 法人等	「支援をつなぐべき機関がない」という回答が複数あり、また、「公的な協力・支援の仕組みや制度」が最も多く挙げられています。

本市のこども未来部こども相談課こども家庭相談係（※）の他機関連携では、直接会い丁寧な説明を行い、お互いの機関の状況などを確認しています。

課題として、他機関連携において「機関の役割や領域の明確化」や、「義務教育後の支援策・ネットワークの不足」などが挙げられます。

※家庭児童相談室にあたります。

第3ステージの課題	① 生活困窮者自立相談支援機関	支援機関の5割近くが「支援の必要な家庭を発見する仕組みがない」を挙げています。支援の不足としては「公的な協力・支援の仕組みや制度」が挙がっています。
	②市町村教育センター	5割の機関が「相談件数の増加などによるマンパワー不足」を挙げています。
	③ 母子父子自立支援員	支援の不足点としては「支援者自身の知識や経験」が最も多く挙げられており、他には、「責任者あるいは同僚と相談する機会」が2割弱の機関から挙げられています。

本市の市民協働部くらし支援課（※）は関係機関との連携の充実に取り組んでいますが、保護者への支援が中心であり、その子どもに対する支援が必要な場合の連携先との関係性の構築が課題です。

こども未来部子育て給付課に配置されている母子父子自立支援員の知識や経験は豊かであり、責任者や同僚との相談機会も工夫して確保しています。

※生活困窮者自立相談支援機関にあたります。

<そのほか>

支援機関との連携の課題として全般的に取り上げられていたものは、「日程調整が困難」、「情報共有・支援方針の共有・役割分担が不十分」、「個人情報取り扱い」でした。

報告書のまとめにおいては以下が課題提起されています。

- ・第1ステージにおいては、問題を見つけるという認識ではなく、見えない、声にならないSOSを発見する視点が重要であること、
- ・第1ステージ、第2ステージにおいて、支援を拒否される事例が多く報告されていることから、介入困難事例への介入方法をステージごとにまとめ対応力を高めることが必要であること、支援を必要とする世帯が支援につなげていない事例があることから早急に仕組みづくりが必要であること
- ・関係機関へのつながりがポイントであり、連絡会が支援事例に効果をもたらしていることが明らかになったこと。

児童養護施設退所児童等の実態調査

大阪府では支援機関等調査のほか、児童養護施設等退所者に調査を行っています。

その結果、施設や里親家庭から巣立った若者たちの多くが何らかの困難や支援ニーズを抱えながら生活していることがわかるとともに、相談できる相手が非常に限定的であることが明らかになりました。

同調査によれば、施設がワンストップ機能を果たすとともに退所者の自立生活を応援できる社会資源をつなぐネットワークの構築が重要としています。

3 取組みのポイント

- ・子どもの視点にたち、多機関・多職種と連携した、切れめない支援に取り組むとともに、自立するための支援や選択肢の幅を持った、重層的な取組みを展開します。
- ・事業の展開にあたっては、子どもが生き抜く力をつけることをめざし、自らの将来に対し視野を広げることができることに留意します。
- ・子どもや保護者の自尊感情、自己肯定感を高めることを重視した支援に努めます。

4 取組み

取組み1 ～ 現状を共有するために 関係者がつながる ～

- ・子どもの貧困に関する実態の調査・研究に努めるとともに、学習機会の提供を行います。
- ・庁内職員はもとより、高等学校や支援学校、児童養護施設なども含めた関係機関との情報共有を図ります。若者支援や就労支援などの関係者とも定期的な情報共有に努めます。
- ・国、府、市の役割を明確にし、連携を深め、協働して解決に向けて動きます。

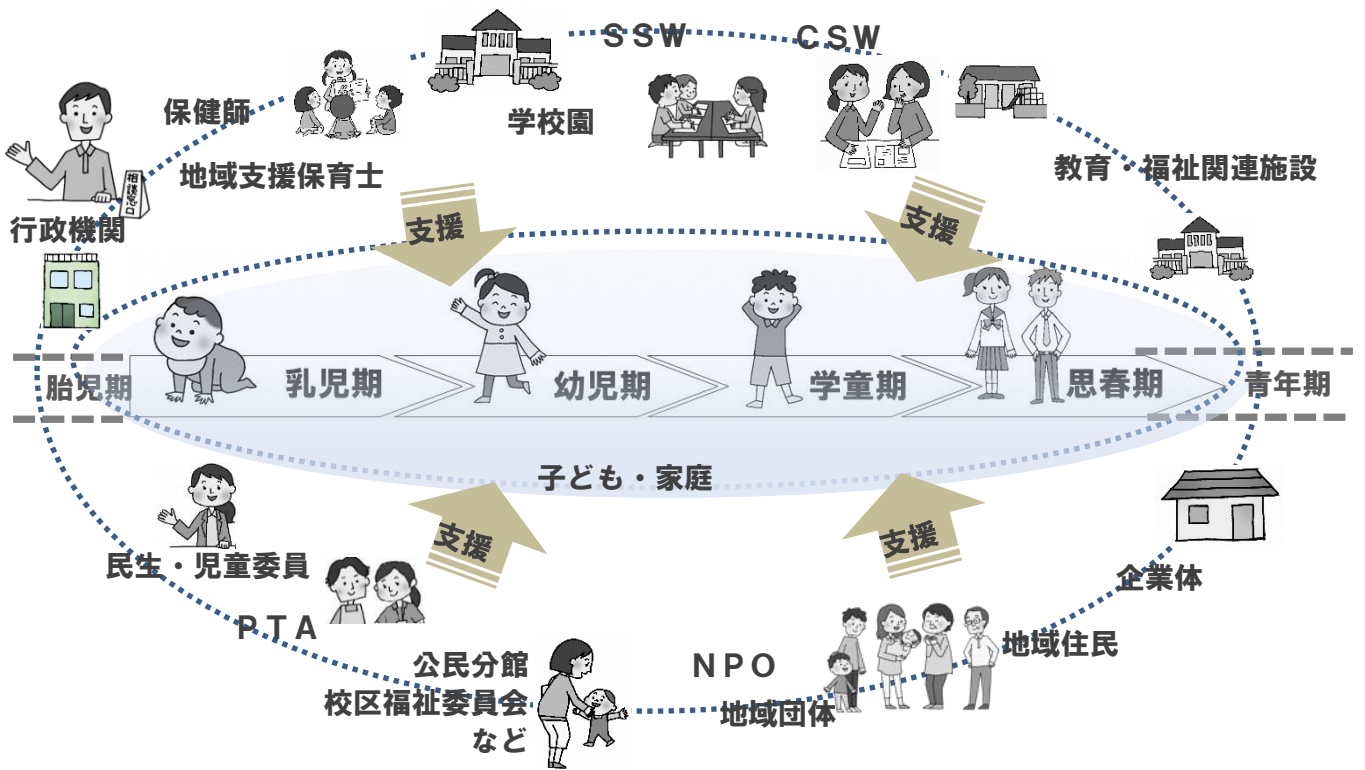
取組み2 ～ 行動のために 地域がつながる～

- ・「子どもの貧困」の課題解決については、市職員をはじめ子ども関連施設の職員、学校園や地域との連携が不可欠であることから、地域全体で協力して取り組む環境づくりを推進します。
- ・地域全体で家庭を支援するため、子ども関連施設や地域団体などの取組みとの連携体制を構築します。
- ・子ども・家庭を支援する人材の確保に努めます。
- ・スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）やコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）との定期的な情報共有など、学校園や地域と福祉との連携を進めていきます。

取組み3 ～ 課題解消のために、施策がつながる～

- ・経済的な「貧困」対策だけではなく、「子どもの貧困」を「複合的困難や社会的孤立から将来の可能性を狭めること」と定義し、全庁を挙げてこの課題解消に向けた対策を進めます。
- ・これまで実施してきた施策・事業を基本に、子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方をふまえた、総合的かつ重層的な施策展開を実施します。

■みんながつながり、子どもの発達段階にあわせた切れめのない支援を推進します■



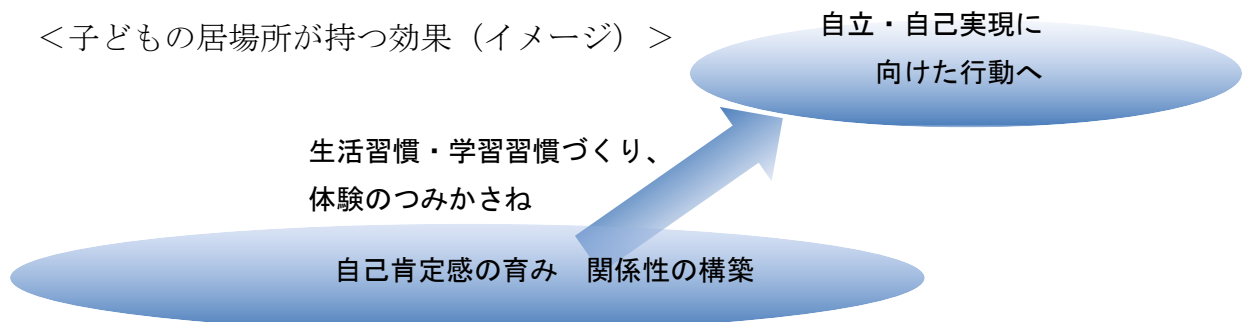
5 重点事業

(1) 子どもの居場所づくりの推進

リーディング・プロジェクト 子どもの居場所づくり推進プロジェクト（こども政策課）＜新規＞

調査結果では、基本的な生活習慣の大切さや子どもとの会話の意義、家庭教育の重要性を届けること、また学習習慣においては、大人がみてくれているという環境や、読書やニュース、社会体験、モデル提示など様々な体験機会の提供が課題として明らかとなりました。このような体験機会を地域ごとに確保することは、行政や関係機関だけで担うことは難しく、地域の中でその特徴を生かした取組みが求められます。また、子どもの自立に向けては、まずは自己肯定感を培うことが必要であり、これらとともに生活習慣づくりや体験機会提供などを下記のモデル事業を中心にしつつ、学校・家庭・地域の連携を推進するための新たな仕組みをつくる取組みとの連携や、地域共生社会をめざし取組みを進めようとする地域包括ケアシステムの考え方をふまえて、地域ごとの切れめのないしくみづくりを検討していきます。

＜子どもの居場所が持つ効果（イメージ）＞



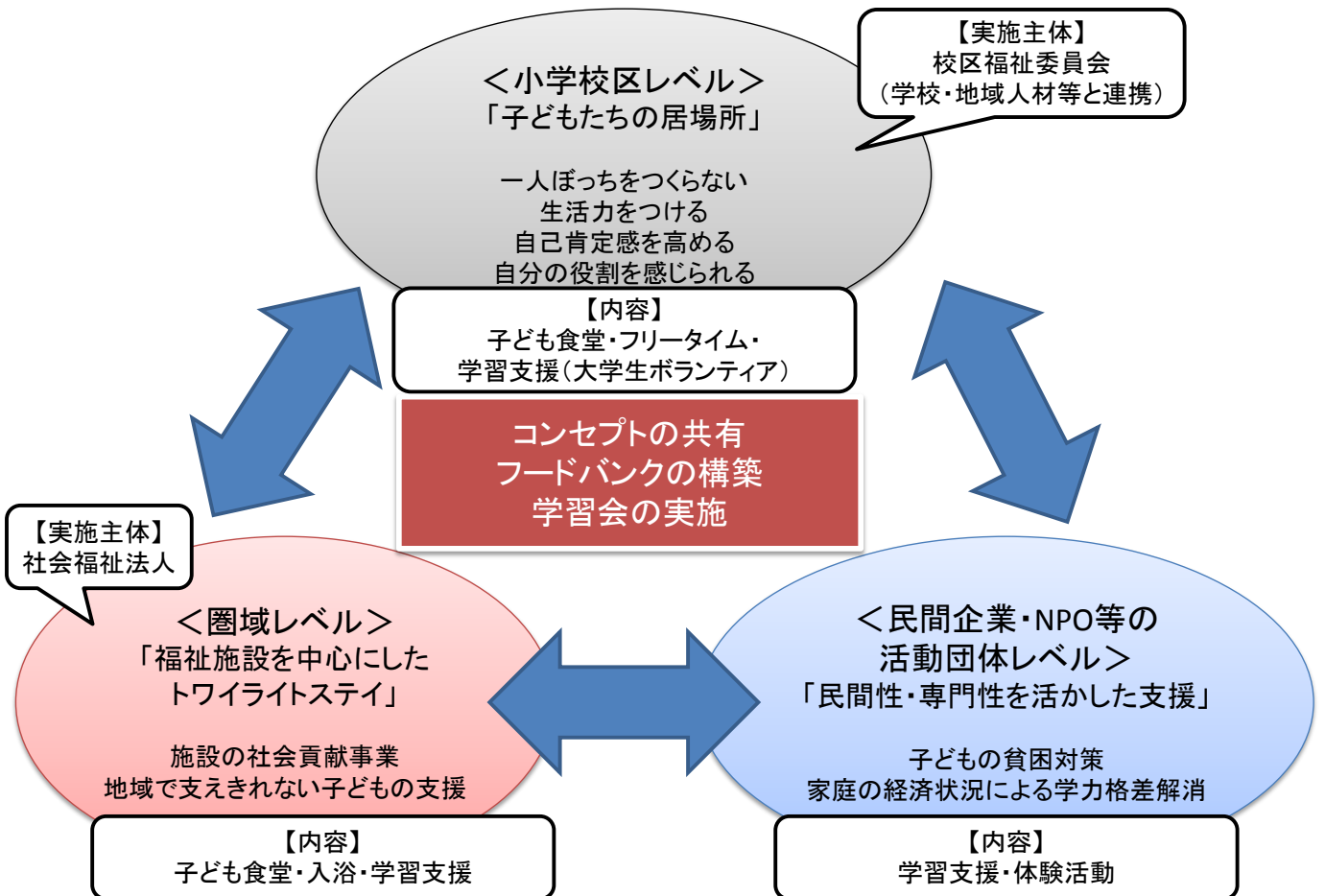
子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業（こども政策課）（平成 28 年度（2016 年度）～）

地域全体で子どもを見守り健やかに育む環境づくりやセーフティネット体制の充実等を目的とし（社福）豊中市社会福祉協議会に対し補助金を交付し、地域の子どもの居場所づくりを促進します。

平成 28 年度（2016 年度）は子ども食堂（子どもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂）を 3 校区で実施、1 校区でプレ実施しました。また、市内で子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりを実施している団体の交流や情報交換等を行うため、「豊中市子ども食堂ネットワーク」を立ち上げました。

この事業では平成 30 年度（2018 年度）をめどに、子どもの居場所に必要な人材や資源、実施条件などを検証するとともに、これらを共有し、子どもの居場所ネットワークの構築によるセーフティネットとしての居場所づくりにつなげていきます。

～～～子どもの居場所ネットワークの構築～～～



(2) ひとり親家庭への相談支援の充実

ひとり親、特に母子家庭については、貧困状態になりやすいことが改めて明らかになったことから、保護者の安定雇用に向けた取組みや、相談支援をさらに推進します。また、離婚前からの相談にも力を入れていきます。

リーディング・プロジェクト

母子父子福祉センター事業（子育て給付課）

◆母子父子福祉相談・専門相談員による相談◆（平成27年度（2015年度）～）

家庭裁判所元調査官・元調停員による専門員相談を実施しています（要申込み）。この相談では、数多くの調停や裁判の場に立ち会った経験を持つ専門員が、離婚前後に子どもの気持ちに寄り添うヒントの他、必要に応じて専門機関立会いの面会交流が利用できるといった、面会交流のルール等のアドバイスをします。

日時：第3木曜日

午後1時から午後4時

場所：母子父子福祉センター

（中桜塚2丁目29番31号）

相談実績：

平成28年度（2016年度）28件

平成27年度（2015年度）22件



個室で相談できます

豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業（子育て給付課）（平成29年度（2017年度）拡充）

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で就職活動等の自立促進に必要な事由（※1）または残業等の社会的事由（※2）により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。平成29年（2017年）8月からファミリー・サポート・センターの利用料補助も開始しています。

※1 技能習得のための通学、就職活動等

※2 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等

利用区分	利用者の負担額（1時間あたり） ※所得の状況に応じて異なります。
① <u>子育て支援（ファミサポ利用料の補助）</u> 【実施場所】家庭生活支援員の居宅	0円～150円
② <u>生活援助（ヘルパー派遣）</u> 【実施場所】利用者の居宅	0円～300円

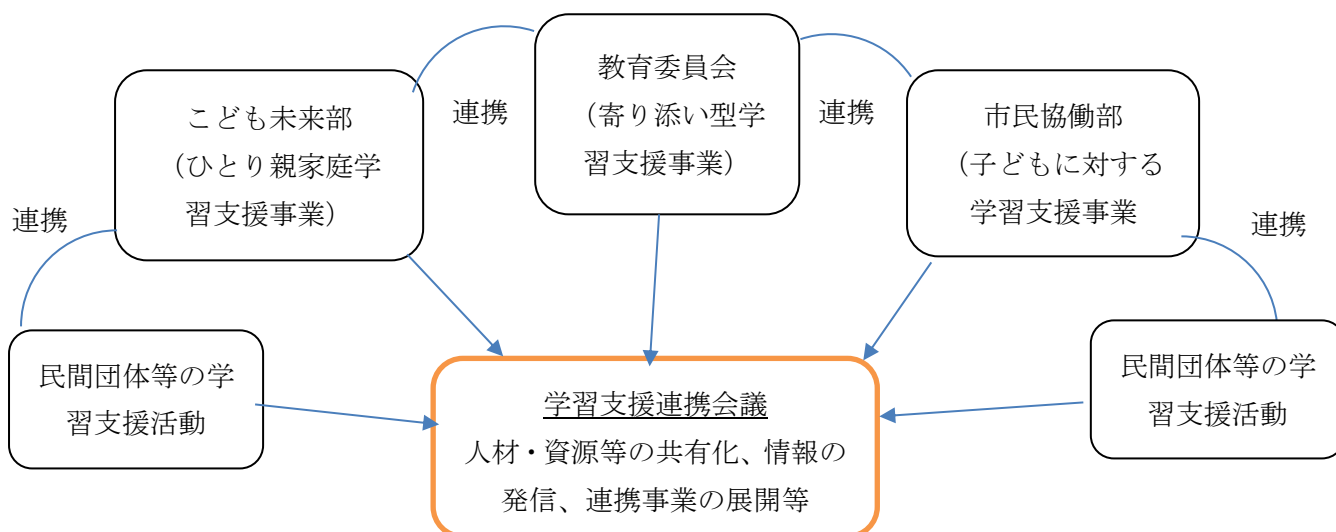
(3) 学習支援の充実

リーディング・プロジェクト

学習支援連携会議の設置（こども政策課（事務局））＜新規＞

安心して学習や進学希望を持つことのできる取組みをさらに推進し、学習支援のなかであわせて様々な社会経験もできるしくみを作っていくため、これまでひとり親支援や生活保護、学校教育等の観点で進めてきた学習支援事業について、相互の有機的連携により事業効果を高めるとともに、民間も含めた人材や資源を共有化、新たな仕組みを構築することで、支援の必要な子どもが学習できる教育環境づくりにつなげていきます。

＜連携会議のイメージ＞



ひとり親家庭 学習支援教室（子育て給付課）（平成 27 年度（2015 年度）拡充）

豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生の講師が個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。

（母子父子福祉センター施設運営管理（指定管理）事業）

学習支援教室

日時：毎週土曜日

午前 10 時から午後 3 時

場所：母子父子福祉センター

（中桜塚 2 丁目 29 番 31 号）

料金：月謝 3,000 円



寄り添い型学習支援事業（児童生徒課（少年文化館））（平成 23 年度（2011 年度）～）

経済的困難等を抱える中学 3 年生を対象に学習の場を提供し、自らが進路に向かって学習する力をつくり、「生きる力」を培うことをめざしています。

この事業については庄内少年文化館と福祉事務所が連携を取り、事業の周知に努めています。

子どもに対する学習支援事業（くらし支援課）（平成 28 年度（2016 年度）～）

子どもの貧困の連鎖を防止するため、保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている子どもを対象として、多様な学びや体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的なイメージを持つとともに、その実現に必要な力を身につけることができるよう支援します。

【平成 28、29 年度（2016、2017 年度）受託団体：（公財）とよなか国際交流協会】

子ども学習広場「学楽多」として、毎週火、金に夕方から実施。（火：とよなか国際交流センター、金：しょうないガダバ）

（４）学校と福祉の連携などによる、相談支援体制の充実

各種制度の利用に向けた取り組みの強化を行うため、「こどもの相談支援ネットワーク」などを活用し、さまざまな相談支援機関の連携をさらに密にしていきます。また、若年保護者の支援や、早期からの支援などのため、利用者支援事業を活用し、きめ細かなフォロー体制を実現します。

リーディング・プロジェクト 「こどもの相談支援ネットワーク会議」（平成 27 年度（2015 年度）～）
（こども相談課・こども政策課・地域福祉課・児童生徒課（少年文化館））

子どもや子育て家庭が抱える課題は、複合化・複雑化していることから、関係機関同士緊密な連携のもと取り組む必要があるため、「こどもの相談支援ネットワーク会議」を設置しました。平成 28 年（2016 年）に「関係機関向けこどもの相談支援ガイド」を作成し、支援機関等に配布しました。

定期的に情報共有の機会をもち関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。

子どもの相談窓口の充実（平成 27 年度（2015 年度）拡充）

平成 27 年（2015 年）4 月に子どもと家庭に関する相談を一元的に受け止める「こども総合相談窓口」を設置しました。平成 28 年（2016 年）6 月には、子ども専用フリーダイヤルの設置、平成 29 年（2017 年）6 月には電話受付を 24 時間体制に拡充しました。子どもや保護者にしっかりと寄り添いながら、課題を整理し、必要に応じて適切な専門相談窓口を紹介します。

児童生徒課（少年文化館）では、豊中市在住の保護者等や学校からの不登校に関する相談を受け、援助を行っています。

■こどもの相談支援ネットワーク会議■

～こども施策推進本部連絡会議相談・支援専門部会及びライフセーフティネット総合調整会議*

・教育と福祉の連携推進部会合同会議構成（平成27年度（2015年度））

所属		所属	
人権政策課豊中人権まちづくりセンター児童係		教育委員会	人権教育課
人権政策課蛭池人権まちづくりセンター児童係			生涯学習課青年の家いぶき
市民協働部	くらし支援課		学校教育課学力向上係
健康福祉部	福祉事務所北中部第2係		児童生徒課教育相談係
	障害福祉課相談支援係		児童生徒課少年文化館
	健康増進課母子保健係	(社福) 豊中市社会福祉協議会	
	保険予防課精神保健係	(一財) とよなか男女共同参画推進財団	
こども未来部	こども政策課企画調整係	(公財) とよなか国際交流協会	
	こども相談課こども家庭相談係		
	こども相談課発達支援係	◆事務局◆	
	こども相談課子育て支援センター	所属	
	しいの実学園	健康福祉部	地域福祉課地域福祉係
	あゆみ学園	こども未来部	こども相談課こども家庭相談係
	こども事業課事業所係		こども相談課子育て支援センター
	子育て給付課家庭給付係		こども政策課企画調整係

*ライフセーフティネット総合調整会議

行政、事業者で地域課題について意見交換する会議。行政が主催し、ネットワーク会議等でニーズとして顕在化した地域課題等について意見交換する。(平成29年4月から「地域包括ケアシステム推進総合会議」に名称変更、改組)

■こども総合相談窓口■

- ・こども総合相談窓口 電話 06-6852-5172
- ・こども専用フリーダイヤル（無料通話）0120-307-874

こんなときにはおはなしきかせてね

いやなことがあった
だれにも話したくない
どうしたらいいかわからない

こども専用
0120 FreeDial 0120-307-874
フリーダイヤル(通話料はかかりません)

ひとりで悩まないで
秘密は守るよ

こども総合相談窓口
365日24時間いつでも電話できます。

名前を言わなくても相談できるよ
うまく話せなくても大丈夫だよ
直接会って話もできるよ
あなたの話や気持ちをじっくり聞くよ
どんなことでもいいよ
どうしたらいいのかわからないのか一緒に考えるよ
話すだけでも気持ちが楽になるよ

みんなはかけがえのない大切な存在なんだよ。

〒560-0023
豊中市岡上の町2-1-15
すこやかプラザ2階 こども相談課

コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの連携会議
(地域福祉課・児童生徒課(少年文化館)) (平成26年度(2014年度)～)

市では、地域福祉計画に基づき、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW)とスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)との意見交換会を開催し、教育と福祉の連携強化を進めています。

困難を抱えた子どもや保護者を総合的に支援するためには、学校生活にとどまることなく、地域や家庭においてもさまざまな関係機関同士が連携を図りながら、重層的なネットワークの構築を進め、取り組む必要があります。

そのような中で、学校現場において児童・生徒を支援する専門職SSWと制度の狭間の問題を地域住民とともに支えるCSWの連携を深めることで、教育と福祉のネットワーク構築に向けた取組みを進めています。

・地域福祉計画について

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく地域づくりの取組みのことをいいます。日頃の生活の中で、手助けが必要になる時に、市や専門機関と、地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべてのものが協働して、支援を必要としている人を支えていく「地域福祉」のしくみをつくり、計画的に取組みを進めていくために、本市は平成16年(2004年)3月に「地域福祉計画」をつくりました。

・スクール・ソーシャル・ワーカー活用事業について

小中学校へスクール・ソーシャル・ワーカーを派遣し、児童・生徒が抱える課題の背景を見立て、校内委員会や校内ケース会議等で支援計画を提案し、教職員とともに協働しながら、課題解決をめざしています。

利用者支援事業「母子保健型」(健康増進課) (平成28年度(2016年度)～)

母子保健の取組みの中で、母子健康手帳交付時の保健師や助産師による全数面接を行っており、若年出産の方等も必要な情報提供や保健指導を行っています。平成28年度(2016年度)からは、さらに、利用者支援事業(母子保健型)に社会福祉職を配置し、福祉的事案への対応強化を図るとともに、アセスメントシートを活用し、必要に応じ連絡や訪問をするなど、継続的な支援に努めています。



中部保健センター、千里保健センター、庄内保健センターにおいて
タブレットを用いた情報提供及び、産後の支援や経済面の相談等に応じています

6. 豊中市子どもの未来応援施策

法に関連した事業群を大綱の柱に基づき以下のとおり整理しています。これらの事業は、子どもの貧困対策としてターゲットを絞ったものだけではなく、生まれ育った環境によらず希望を持って成長できること、貧困の世代間連鎖を断ち切ることなどに効果が高いと考えられる事業を取り出したものです。

1. 教育の支援														
No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況				
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相 当 年 齢 高 校 生	H 27	H 28	H 29		
1-1	子どもサポート事業 (子ども母語(外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶ)／サンプレイス(外国にルーツを持つ子どもへの日本語・学習支援))	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	
1-2	10代のためのグローバルアクティビティ	若い世代の地域活動への参加を促進するために講座を実施するほか、高校と連携し、高校生と市民活動団体とのマッチング事業を行います。	コミュニティ政策課(市民活動情報サロン)							○	新規	継続	継続	
1-3	子どもに対する学習支援事業	子どもの貧困の連鎖を防止するため、保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている生活困窮世帯の子どもを対象として、多様な学びや体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的なイメージを持つとともに、その実現に必要な力を身につけることができるよう支援します。 【受託団体:(公財)とよなか国際交流協会】	くらし支援課					○	○	○		新規	継続	
1-4	思春期教育	依頼のあった市内小中学校へ学校保健・保健所などが連携し、教育を行います。	健康増進課 保健予防課					○	○			拡充	継続	継続
1-5	福祉共育の推進	福祉体験を通じて、思いやりの意識や支え合いの必要性などについて学び、「共に生きる・共に育ち合う」文化を醸成することを目的に、学校・地域・社会福祉協議会などと連携し、効果のある福祉学習のありかたを検討し、実践していきます。また、より取り組みやすくするため、(仮)福祉共育のてびきを作成します。	地域福祉課					○	○			継続	継続	継続
1-6	家庭支援推進保育事業	保育所等入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○						継続	継続	継続
1-7	保護者補助金制度(私学助成の幼稚園在園児の保護者への助成)	豊中市に居住し私立幼稚園に就園する満3歳児～5歳児の保護者に対し、市民税所得割額に応じて保護者補助金を支給するもの。私立幼稚園の就園にかかる保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興を図ることを目的としています。	子育て給付課				○					継続	継続	継続
1-8	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施している中、国からの幼児教育の段階的無償化の方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯の利用者負担額を軽減するものです。	子育て給付課		○	○						継続	継続	継続

1. 教育の支援(続き1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況			
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相当 年齢 高校生	H 27	H 28	H 29	
1-9	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課						○	○	継続	継続	継続
1-10	母子父子福祉センター事業 (ひとり親家庭 学習支援教室)	豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持つたり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。	子育て給付課						○	○	拡充	継続	継続
1-11	給食費・教材費等の実費徴収に係る補足給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯の子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○						新規	継続
1-12	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権まちづくりセンター及び青年の家いぶきにおいて実施します。	人権教育課						○	○	拡充	継続	継続
1-13	若者支援相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援をします。高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	生涯学習課(青年の家いぶき)くらし支援課							○	継続	継続	継続
1-14	外国人親子に向けた高校進学相談会	外国人にルーツを持つ子供のために、その保護者や関係者を対象とした高校進学に向けた相談会を実施し、対象者がゆとりを持って進学に向けた準備を行えるようにします。(市民協働事業)	読書振興課 庄内図書館 (しょうないREK事務局)							○	継続	継続	継続
1-15	要・準要保護児童(生徒)就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	学校教育課						○	○	拡充	拡充	継続
1-16	豊中市奨学生	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	学校教育課							○	継続	継続	継続
1-17	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子等を補給しています。	学校教育課							○	継続	継続	継続
1-18	特別支援教育就学奨励費制度	市立小・中学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	学校教育課						○	○	継続	継続	継続

1. 教育の支援(続き2)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況				
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相 当 年 齢 高 校 生	H 27	H 28	H 29		
1-19	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学3年生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)						○			継続	継続	継続
1-20	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校・虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として小中学校に派遣・配置を行います。	児童生徒課 (少年文化館)						○	○		継続	継続	継続
1-21	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課 (少年文化館)						○	○		継続	継続	継続
1-22	中学校夜間学級捕食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※1.義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課								※	継続	継続	継続

2. 生活の支援

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況				
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相 当 年 齢 高 校 生	H 27	H 28	H 29		
2-1	女性のための相談室事業(総合相談、働く女性の「ちよこつと相談」、就労準備相談、労働相談、法律相談)	市民が抱えるさまざまな男女共同参画推進に関する問題の解決を支援するため、ジェンダーの視点にたった相談事業を実施。地域に開かれた安心して話すことができる「女性のための相談室」として、多様な相談メニューを通じて、女性が働く、働き続けながら社会に参画、活躍の場を広げられるよう支援します。	人権政策課 (一財)とよなか男女共同参画推進財団	○	○	○	○	○	○			継続	継続	継続
2-2	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を実施します。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会	○	○	○	○	○	○			継続	継続	継続
2-3	子どもサポート事業(サンブレイス(外国にルーツを持つ子どもへの日本語・学習支援))	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会		○	○	○	○	○			継続	継続	継続

2. 生活の支援(続き1)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況				
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相 当 年 齢 高 校 生	H 27	H 28	H 29		
2-4	多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	15歳以上の外国にルーツをもつ若者を対象とした活動を行っています。若者が興味を持ちやすいダンスや料理、仕事に関する知識やマナーについての講座を行いながら、日本語の習得や地域社会への参画をめざします。また、若者が無条件に集うことの出来る場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たします。 【団体自主事業】	人権政策課(公財)とよなか国際交流協会						○	○		継続	継続	継続
2-5	フードドライブ事業	「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」を実施している豊中市社会福祉協議会と連携し、食に問題をかかえる子どもたちのために、食品の提供を募る機会をイベント等においてフードドライブを実施します。	減量計画課		○	○	○	○	○					新規
2-6	市民活動情報サロンステーション事業(親子だんらんタイム)	音楽を使った遊びやペープサート(紙人形劇)、読み聞かせなどの親子で楽しむ時間づくりにより、孤立した子育てにならないように保育士による遊びや提案を行う。 【団欒長屋プロジェクトと市の共催】	コミュニティ政策課(市民活動情報サロン)		○	○							新規	継続
2-7	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」、アウトリーチが必要なケースはCSWと連携した支援ができる「パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	
2-8	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれのある方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職を目指すための支援です。(※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。)	くらし支援課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	
2-9	家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、多重債務等の課題を抱える生活困窮者の債務や生計の状況などを聴取し、債務整理のため法律専門家への誘導をするとともに、関係機関及び関係部局と連携して生活再建を支援します。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	
2-10	自殺対策事業「こころといのちを守る相談窓口一覧」	自殺につながる可能性のある人に、適切な相談先の紹介及び相談者への個別支援を行うため、「こころといのちを守る相談窓口一覧」を作成し、庁内窓口や公的施設・関係団体等に配布し、配架および相談支援に活用しています。	保健医療課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	

2. 生活の支援(続き3)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況				
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相 当 年 齢 高 校 生	H 27	H 28	H 29		
2-20	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域福祉課		○	○						継続	継続	継続
2-21	子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業	各小学校区において、食事の提供などを通じて、子どもの孤食の予防と居場所づくりを行うことで、健やかな子どもの成長と地域のセーフティネットの体制づくりを行います。	こども政策課(社福)豊中市社会福祉協議会					○	○	○			新規	継続
2-22	利用者支援事業	子ども及びその保護者、妊娠している方等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるような必要な支援を行います。 【基本型】こども相談課子育て支援センターほっぺにて、社会福祉職・保育士等が寄り添った支援を実施します。 【特定型】子育て給付課にて、保育所等入所の相談を中心に支援を実施します。 【母子保健型】中部・千里・庄内の3カ所の保健センターにて、社会福祉職・保健師・助産師等が相談支援などを行い、妊娠・出産・子育ての切れめのない支援体制を構築します。(平成28年度拡充)	こども相談課(子育て支援センター)子育て給付課健康増進課	○	○	○						継続	拡充	継続
2-23	母子父子福祉センター事業(相談員による相談ほか)	母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。	子育て給付課		○	○	○	○	○			継続	拡充	継続
2-24	母子父子福祉センター事業(弁護士相談)	養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施しています。離婚前の相談もしています。	子育て給付課		○	○	○	○	○			新規	拡充	継続
2-25	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。	子育て給付課		○	○	○	○	○			継続	拡充	拡充
2-26	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課		○	○						継続	継続	継続
2-27	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課		○	○	○	○	○			継続	継続	継続
2-28	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課	○								継続	継続	継続

2. 生活の支援(続き4)

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況			
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相当 年齢 高校生	H 27	H 28	H 29	
2-29	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続
2-30	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続
2-31	ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4か月児健康診査の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○						継続	継続	継続

3. 保護者に対する就労の支援

No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況			
			課(施設)	出産前	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	小学生	中学生	相当 年齢 高校生	H 27	H 28	H 29	
3-1	外国人のための多言語相談サービス事業	市と連携しながら、就労相談コーディネーターと多言語スタッフ、母語で必要な情報提供を行います。	人権政策課(公財)とよなか国際交流協会	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続
3-2	日本語交流活動「もっともっとつかえるにほんご」	資格取得や就労などステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課(公財)とよなか国際交流協会	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続
3-3	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	(公財)とよなか国際交流協会	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続
3-4	女性の自立支援事業	地域就労支援センター等と連携し、きめ細かな就労支援を進めます。「再就職希望者」「転職希望者」「シングルマザー」などを対象に就労支援講座を実施し、仕事のスキルアップを図ります。シングルマザー優先講座などがあります。	人権政策課(とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続
3-5	地域就労支援センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意識が低い若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続
3-6	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現事業所と求職者を繋ぐため、無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチングおよび就職後の定着支援を行っているほか、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続

4. 経済的支援(続き)													
No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況			
			課(施設)	出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	H 27	H 28	H 29	
4-4	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続
5. その他													
No.	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						実施状況			
			課(施設)	出産前	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	H 27	H 28	H 29	
5-1	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課(公財)とよなか国際交流協会					○	○		継続	継続	継続
5-2	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取り組みを様々なテーマで実施します。	人権政策課(公財)とよなか国際交流協会							○	継続	継続	継続
5-3	市民活動情報サロンステーション事業(外国にルーツをもつ十代の子ども達と親のためのサポート)	外国にルーツをもつ十代を中心とした子ども達と親に対する生活、教育、福祉サポートを行います。(実施団体:地球ママくらぶと市の共催)	コミュニティ政策課(市民活動情報サロン)					○	○	○	新規	継続	継続
5-4	コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、地域福祉計画に基づき、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの意見交換会を開催し、複雑多様化の一途をたどる問題の解決に向けてネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行います。	地域福祉課 児童生徒課(少年文化館)					○	○		継続	継続	継続
5-5	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども相談課	○	○	○	○	○	○		新規	継続	継続
5-6	公民館講座課題別講座 地域で子育てを考える学習会「こどもと貧困」	子どもたちを孤立させ、生活・進路等々、様々なものを奪っている貧困の実態と地域での取り組みを学ぶことから、誰もが人間として尊重される安心安全な地域づくりについて考えます。	教育委員会 中央公民館(蛍池公民館)	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続

7. 子どもの未来応援施策に関して参考となる指標

以下の指標は、国の大綱に示されたものを参考に、豊中市のデータを示しています。これらを参考に、本市の現状の一部を把握します。

■就学援助率

- ・就学援助の要件は市町村によって基準が異なります。
(当市の基準額は、生活保護基準の1.2倍。)

指標		豊中市				参考(H27年度)	
		H25	H26	H27	H28	大阪府	全国
1	就学援助率(小学校)	17.9%	16.9%	16.1%	15.1%	—	—
2	就学援助率(中学校)	21.2%	20.3%	19.1%	16.9%	—	—
3	(就学援助制度に関する周知状況) 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校の割合	100%	100%	100%	100%	—	70.5%
4	(就学援助制度に関する周知状況) 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している学校の割合	100%	100%	100%	100%	—	69.6%

出典；豊中市教育委員会事務局学校教育課・文部科学省

■スクールソーシャルワーカー活用事業・長期欠席児童生徒の出現率

- ・当市ではスクールソーシャルワーカーを小中学校に派遣しています。活用時間数については増加をめざしています。長期欠席児童・生徒の出現率については減少をめざしています。

指標		豊中市				参考(H26年度)	
		H25	H26	H27	H28	大阪府	全国
1	スクールソーシャルワーカーの配置人数	3人	4人	5人	6人	すべての市町村に配置	1,186人
2	スクールソーシャルワーカー活用時間数	840時間	1080時間	1254時間	1950時間	—	—
3	長期欠席児童の出現率(小学生)	0.99%	1.14%	0.99%	1.29%	—	—
4	長期欠席生徒の出現率(中学生)	4.30%	4.19%	4.44%	4.32%	—	—

出典；豊中市教育委員会事務局児童生徒課・大阪府・文部科学省

■児童扶養手当受給資格者数

- ・児童扶養手当受給資格者数は微減傾向です。

指標		豊中市				参考(H27年度)	
		H25	H26	H27	H28	大阪府	全国
1	児童扶養手当受給資格者数	3,636人	3,595人	3,555人	3,375人	—	—
	上記のうち、全部又は一部支給を受けている数	3,274人	3,217人	3,173人	3,035人	35,860人	1,037,645人

出典；豊中市子ども未来部子育て給付課・厚生労働省

■生活保護世帯の状況

- ・生活保護率については横ばいです。
- ・生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率等を掲載していますが、「進学率」が「進学希望がかなった率」と同じとは限らないことに留意が必要です。

指 標		豊中市				参考(H26～27年度)		備考	
		H25	H26	H27	H28	大阪府	全国		
1	生活保護世帯数	7,147世帯 (26.1%)	7,330世帯 (26.2%)	7,474世帯 (26.2%)	7,657世帯 (26.2%)	224,292世帯 (34.1%)	1,612,340世帯 (17.0%)	府・国 H26年度	
	上記のうち、 0～18歳児童のいる世帯	749世帯	776世帯	797世帯	719世帯	—	—		—
2	生活保護世帯に属する児童数 (0～18歳)	1,296人	1,343人	1,368人	1,202人	—	—	—	
	全児童数に占める割合	1.854%	1.909%	1.933%	1.698%	—	—		
3	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	94.0%	92.4%	93.4%	95.9%	94.9%	92.8%	全世帯(国) 98.8%	府・国 は H 2 7 年 度
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.2%	4.5%	5.3%	5.3%	4.4%	4.5%	全世帯(国) 1.5%	
5	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	67.9%	46.1%	43.2%	40.2%	41.1%	33.4%	全世帯(国) 73.2%	
6	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)	0	0	0	1.0%	1.1%	1.7%	全世帯(国) 0.3%	
7	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校卒業後)	32.1%	27.0%	35.2%	41.4%	38.9%	45.5%	全世帯(国) 18.2%	

出典；豊中市健康福祉部福祉事務所・大阪府・内閣府